

【ABC 消費者情報 Vol. 189】

◎ 6月からクーリング・オフはメールでもできるようになりました！！

2022年6月1日からクーリング・オフははがき等の書面のほかに電磁的記録（メールやFAX、事業者が自社のウェブサイトに掲げるクーリング・オフ専用フォーム等）により通知することができるようになりました。

◆電磁的記録によるクーリング・オフをする際のアドバイス

○契約書を確認し、電磁的記録によるクーリング・オフの通知先や具体的な通知方法が記載されている場合には、それを参照した上で通知を行いましょう。

○書面によるクーリング・オフと同様に、事業者が対象となる契約を特定するために必要な情報（契約年月日、契約者名、購入品名、契約金額等）やクーリング・オフの通知を発した日を記載するようにしましょう。

○クーリング・オフを行った証拠として、電子メールであれば送信メールを保存しましょう。また、ウェブサイトのクーリング・オフ専用フォーム等であれば、画面のスクリーンショットを残しておきましょう。

○困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-808-7500（相談専用）

■消費者ホットライン

Tel:188

■バックナンバーはこちら

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/ko/abc/backnumber.html>

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号
電話 099-808-7512